

清泉女子大学言語教育研究所『言語教育研究』刊行規程

平成20年11月1日施行

(定義)

第1条 清泉女子大学言語教育研究所『言語教育研究』(以下『言語教育研究』という。)は、清泉女子大学言語教育研究所(以下「本研究所」という。)の所員、客員研究員及び清泉女子大学(以下「本学」という。)専任教員の研究論文及び事例研究・報告等を掲載する刊行物をいい、年1回発行することを目標とする。

(投稿資格)

第2条 『言語教育研究』に投稿できる者は、本学の専任教員、本研究所の所員、客員研究員及び本研究所から求めのあった者とする。

(掲載の採否)

第3条 投稿論文等の掲載採否については、『言語教育研究』査読・編集委員会の審査によって決定する。

(投稿内容)

第4条 投稿内容は学術的研究の成果とし、未刊行のものに限る。

(投稿方法)

第5条 投稿方法は次による。

- 1 原稿は2部、提出締切日までに提出する。
- 2 原稿と同じ言語で書かれた要旨(abstract)を添付する。それに加えて日本語以外の言語で書かれた原稿には日本語の要旨を、日本語で書かれた原稿には英語の要旨を添付する。要旨は、論文の冒頭に掲載する。
- 3 校正は原則として2回とし、校正時には大幅な加筆・変更は認めない。

附則1

この規程は、平成20年11月1日より施行する。

清泉女子大学言語教育研究所『言語教育研究』刊行規程運用に関する申合せ事項

平成20年11月1日施行

清泉女子大学言語教育研究所『言語教育研究』刊行規程の運用に関して、下記の通り申し合せる。

- 1 第2条について
本学非常勤講師その他『言語教育研究』に投稿を希望する者は、まず客員研究員になることが求められる。客員研究員については、言語教育研究所規程の定めに従う。
- 2 第3条について
『言語教育研究』刊行のために、査読・編集委員会を作る。
論文等投稿されたもの内容によっては、査読・編集委員会が適当な第三者にその査読を依頼することがある。論文の内容について、査読・編集委員会が加筆・修正意見を投稿者に対して示すことがある。論文等投稿されたものの掲載が不適当と判断するためには、二名以上の査読結果が同一結論であること、その理由を論文等投稿されたものの作成者に示すことを前提とする。
- 3 第4条について
本『言語教育研究』に掲載された論文等の著作権は各執筆者にある。ただし、論文等を出版または転載する場合には、『言語教育研究』査読・編集委員会に届け出、本『言語教育研究』よりの転載であることを付記する。
- 4 第5条について
(1) 執筆希望者は所定に期日までに申込用紙に必要事項を記入して『言語教育研究』査読・編集委員会に提出する。
(2) 原稿は日本語の場合16000字程度、日本語以外の言語の場合は8000words、(図版・表等を含めて)しあがり20枚程度とする。
(3) 原稿は縦書きでも横書きでもよい。
(4) 論文に使用する言語は特に限定しない。邦文原稿の分量に準ずる。
(5) 原稿は完成原稿として提出する。
(6) 図表等の作成のために特別の費用を要する場合は、あらかじめ査読・編集委員会と協議する。

附則1

この申し合わせ事項は、平成20年11月1日より施行する。